

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで  
② 昭和59年10月から62年6月まで  
③ 昭和62年7月から63年3月まで  
④ 平成2年4月から3年3月まで  
⑤ 平成12年3月

申立期間①及び②当時は、A市に居住し店を経営していたが、店の経営が厳しく保険料の納付が遅れることが多くなったため、同市役所に相談し、分割で、主に元夫が同市役所の年金窓口で手書きの納付書により、夫婦二人分の保険料を併せて納付していた。

昭和62年7月にA市からB市に引っ越し、申立期間③の保険料については金融機関の窓口で納付書により納付し、申立期間④当時は、経営していた店に出入りしていたC銀行D支店の担当者にお金と納付書を渡し、保険料の納付を頼んでいた。

平成11年頃からC銀行D支店から口座振替により保険料を納付していたが、申立期間⑤の保険料については口座の残高不足のため、口座振替で納付することができず、翌月、区役所から納付書が送付されてきたので、その納付書により2週間以内にE病院内のF郵便局で納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤は、1か月と短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間⑤について、申立人は、「平成 11 年頃から、C 銀行 D 支店から口座振替により保険料を納付していたが、申立期間⑤の保険料は口座の残高不足のため口座振替で納付することができず、翌月、区役所から納付書が送付されてきたので、その納付書により 2 週間以内に E 病院内にあった F 郵便局で納付した。」と納付状況を具体的に主張しており、i) オンライン記録、平成 11 年 5 月に作成された申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿及び同市の平成 13 年度の納付データによると、申立人は 11 年 6 月から 22 年 4 月までの間、申立期間⑤を除き口座振替により保険料を納付していたことがうかがえること、ii) 同市によると、申立期間⑤当時、当月の保険料が口座振替できない場合は、翌月には納付書を送付していたとしていること、iii) E 病院内にあった F 郵便局によると、申立期間⑤当時、同郵便局で納付書により保険料を納付することは可能であったとしていることから、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は保険料の納付時期、納付金額等の記憶は無く、主に保険料を納付していたとする元夫に聴取することはできないことから、納付状況は不明である。

また、申立人は、「申立期間①及び②当時保険料を納付することができなかつたことが多かつたので、A 市役所に相談し、納付できなかつた保険料とその後の毎月の保険料を合算してもらい、これを分割して同市役所の年金窓口で保険料を納付した。」としているが、A 市によると、申立人が主張するような分割納付は行っていなかつたとしている上、同市役所の年金窓口で保険料を収納することはなかつたとしていることから、申立人の主張とは相違している。

さらに、申立期間①及び②の保険料を一緒に納付したとする元夫も当該期間の保険料は未納とされている。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、「申立期間③は、自分で金融機関の窓口で納付書により保険料を納付し、申立期間④は、経営していた店に出入りしていた C 銀行 D 支店の担当者にお金と納付書を渡し、保険料の納付を頼んでいた。」としているが、納付金額についての記憶は無いとしている。

また、申立期間③と④の間の期間及び申立期間④直後の期間が全額申請免除期間とされていることから、申立期間③及び④については、経済的な事情により保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

さらに、オンライン記録によると、平成 4 年 8 月に過年度納付書が作成されたことが確認できる。これは申立期間④のうち、当該時点において時効が成立していなかつた 2 年 7 月から 3 年 3 月までの期間について作成されたものとみられることから、少なくとも、当該期間は当時未納であつたことがうかがわれる。

- 4 申立期間①、②、③及び④について、A 市の国民年金被保険者名簿又は B

市の国民年金情報検索システムにおいても、オンライン記録同様未納とされている上、申立人又は元夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月30日から同年12月1日まで

私は、平成18年11月30日までA社で勤務していることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成18年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、支給明細書の保険料控除額及び平成18年10月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、社会保険事務所（当時）に健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年9月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を6年9月は12万6,000円、同年10月から7年9月までは16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から8年5月まで

ねんきん定期便に記載されている申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。申立期間の給与明細書を提出するので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年9月から7年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、6年9月は12万6,000円、同年10月から7年8月までは16万円と記録されていたところ、同年9月26日付けで、6年9月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の同僚36人についても、申立人と同様に平成7年9月26日付けで、6年9月1日に遡って標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において上記遡及訂正前の標準報酬月額に見合う給与を支給されるとともに、上記遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、平成6年度から8年度までの滞納処分票により、当該遡及訂正処理が行われた当時、A社は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年9月26日付けで行われた遡

及訂正処理は事実に即したものとは考え難い上、申立人について、6年9月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年9月は12万6,000円、同年10月から7年9月までは16万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年6月から6年8月までの期間及び7年10月から8年5月までの期間については、申立人の標準報酬月額に遡って訂正された形跡は見当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

年金記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が抜けているが、賞与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年10月から15年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から21年2月まで

平成8年12月に年収600万円の条件でA社に入社し、退職するまでほぼ同じ待遇で勤務した。しかし、申立期間の標準報酬月額は24万円から30万円となっており、実際の給与額（月収約50万円）より低額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年10月から15年8月までの期間については、市税事務所が保管する給与支払報告書により、申立人は、当該期間において、おおむね48万5,000円の給与額が支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払報告書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る標準報酬月額を実際の給与額

より低い額で届け出た旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年12月から13年12月については、事業主は、「平成8年から21年まで、標準報酬月額を実際の給与額より低い額で届け出ていたが、給与からは、その届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と回答しているほか、申立人の当該期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成14年1月から同年9月までの期間及び15年9月から21年2月までの期間については、上記の給与支払報告書及び事業主から提出された平成20年度の給与台帳により、申立人は、当該期間において、おおむね45万円から50万円の給与額を支給されていたことが認められるものの、上記の給与支払報告書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月から同年10月まで

申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と比較して低い額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成20年8月については、申立人から提出された給与明

細書及びA社が保管する平成20年給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成20年9月及び同年10月については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月に9万8,000円から28万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっているが、上記の給与明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書等において確認できる保険料控除額から、平成20年8月は26万円、同年9月及び同年10月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成20年8月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人に係る平成20年9月及び同年10月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から同年9月まで

申立期間について、標準報酬月額が32万円と記録されているが、給与額がこんなに下がったことは無かった。A社の元事業主に確認したところ、申立期間の標準報酬月額は38万円であったとの回答を得たので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から、平成8年2月の月額変更届の際に作成した資料として提出された「厚生保険料一覧表」によると、同社の従業員の7年11月から8年1月までの3か月間の給与額、給与の平均額、標準報酬月額、厚生年金保険料等が記載されており、同資料に記載された申立人以外の従業員の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、いずれも同年2月のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、上記の「厚生保険料一覧表」に記載された申立人の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は38万円であるところ、上記の元事業主は、申立期間の保険料控除について、「提出した『厚生保険料一覧表』に記載された額の保険料を控除していたと思うので、申立人については、標準報酬月額38万円に見合う保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「届出については、『厚生保険料一覧表』を基に手続していたと思うが、それ以外に当時の資料は無いため、不明。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月16日から同年4月1日まで

A社には昭和36年11月から平成9年3月まで継続して勤務していた。年金記録に空白期間があるのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の永年勤続感謝状、同社から提出された社員経歴台帳、同社の回答、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記社員経歴台帳によると、当該異動日は、昭和38年2月15日とされており、申立人は申立期間において既にA社B支店に勤務していたと認められることから、申立期間については、同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を誤った旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成3年10月は30万円、同年11月及び同年12月は32万円、4年1月は26万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は26万円、同年6月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年6月まで

申立期間について、記録されている標準報酬月額に基づく保険料以上の厚生年金保険料が給与から控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月1日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、同年4月から同年6月までは32万円と記録されていたが、同年7月31日付けで、同年4月1日まで遡って18万円に引き下げられ、その後も同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人全員についても、申立人と同様に平成3年7月31日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期



間において当該引き下げ前の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「時期は覚えていないが、会社の経営状態が厳しく、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談し、標準報酬月額を引き下げた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成3年7月31日付けで行われた標準報酬月額の変及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、同年4月1日まで遡って標準報酬月額の変及訂正処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年4月から同年9月までの標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成3年10月1日から4年7月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定処理（3年10月1日）において16万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、26万円から34万円までの標準報酬月額に見合う給与が支給され、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額又は給与額から、平成3年10月は30万円、同年11月及び12月は32万円、4年1月は26万円、同年2月から同年4月までは32万円、同年5月は26万円、同年6月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年3月まで

昭和61年11月頃、自宅に来たA市役所の職員に国民年金に加入するよう勧められたため、その場で国民年金の加入手続を行い、その際、同市役所の職員に申立期間の国民年金保険料として8万円ぐらいをまとめて納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月頃、自宅にA市役所の職員が国民年金の加入勧奨に来たので、その場で加入手続を行い、申立期間の保険料として8万円ぐらいを納付したとしている。

しかしながら、A市が保管する国民年金に係るデータに、申立人の国民年金の記録が存在しないほか、これまで申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A市では、申立期間当時、職員が年に数回、戸別訪問を行い、国民年金の加入勧奨を行うことはあったとしているものの、その場で加入手続及び保険料の収納まで行うことは無かったとしている。

さらに、申立人が記憶する申立期間の保険料の納付金額(8万円ぐらい)は、実際の申立期間の保険料額と乖離<sup>かいり</sup>している。

加えて、申立人は、国民年金に加入すれば、交付されるべき年金手帳を受け取った覚えは無いとしている上、納付したとする保険料の領収書を受け取ったかどうか定かではないとしている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から57年12月まで

昭和47年頃に国民健康保険の手続に行った時、国民年金は任意ではないので国民年金保険料を納付するように強く言われた。このため、同年4月頃にA市B区役所で国民年金加入手続を行い、保険料については仕事で出張することが多かったので、大半は同区役所の窓口でまとめて納付していた。また、同区役所で前年度の未納分を納めるように言われ、後日集金に来た女性に保険料を納付したこともある。

保険料を納付した際は、手帳に判を押してもらった覚えもあり、申立期間の保険料を1回も納付しなかったとは考えられないので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月頃にA市B区役所で国民年金加入手続を行い、保険料については仕事で出張することが多かったので、大半は同区役所の窓口でまとめて納付していたが、前年度に未納があった場合、当該保険料を集金に来た女性に納付したこともあるとしている。

しかしながら、オンライン記録において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が国民年金に加入し、国民年金被保険者資格を取得した形跡も見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は申立期間の保険料を納付したとしているものの、納付時期、納付期間、納付周期及び納付金額の記憶は明確ではないことから、保険料の納付状況の詳細は不明であるほか、A市では、集金人（国民年金推進員）は過年

度保険料を取り扱っていなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から12年12月まで

私は、会社退職後の平成11年12月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、同市役所の職員が自宅へ集金に来たので、毎月約1万3,000円を現金で納付した。その時の領収書など納付を証明するものは無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の平成11年12月頃に国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料は集金に来たA市役所の職員に毎月約1万3,000円を現金で納付したとしているところ、同市によれば、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、納付書による市役所又は金融機関での自主納付であったとしており、同市役所の職員が個人宅を訪問し、国民年金保険料を収納する業務は行っていないとしていることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によると、平成14年4月11日に過年度分の納付勧奨のための納付書が作成されていることから、申立期間の保険料に未納期間があったものと推認される。オンライン記録及びA市の「国民年金被保険者台帳」を見ると、いずれも申立期間は未納とされており、これらの記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、A市での申立期間における申立人の国民健康保険について、同市の

国保異動履歴を見ると、平成11年11月29日に、社保離脱を事由として同年11月21日を資格取得日とする届出が行われ、13年1月23日に、社保加入を事由として同年1月13日を資格喪失日とする届出が行われていることが確認できる。同市では、納付方法が分かる資料は文書保存年数経過により無いが、申立人の国保異動履歴に記載されている期間の国民健康保険税は全て納付されている。当時、市税の納付は自主納付を原則としていたが、国民健康保険税の未納者に対しては、職員が個人宅を訪問し保険税収納業務を行っていたとしていることから、申立人が申立期間に納付したとする保険料は国民健康保険税であった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から9年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から9年4月まで

申立期間は学生で、住民票はA市にあった実家から移さず他県に居住していたが、平成8年5月に転入届をB市役所に提出した。その際に、母親が「そちらで国民年金保険料を払わないといけないけれど学生で収入が無いから免除の申請をしなさい。」と言い、年金手帳を送付してくれたので、転入手続と同時に国民年金の全額免除申請を行った。申立期間が免除期間ではなく未納とされていることが判明し、年金事務所に確認したところ、同市転入後は「不在者扱い」とされていたことを知らされたが、同市転入当時旅券を取得しており、不在者ではない。同市役所で免除申請を行ったので、申立期間が免除期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年5月にB市に住民票を移す際、母親が国民年金保険料の免除申請を行うようにと年金手帳を送付してくれたので、同市役所で転入手続を行い、併せて免除申請を行ったとしているところ、14年3月以前の免除承認期間については、申請のあった日の属する月の前月から翌年の3月までとされていたことから、申立期間の免除を受けるためには2回の申請手続を行う必要があるが、申立人が免除申請を行ったのは同市に転入手続を行った時の1回であるとしている。その上、同市役所に提出した免除申請書、添付書類の内容、免除承認通知書受領の有無等についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の免除申請手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月29日にA市において資格取得日を同年\*月\*日(20歳到達)として払い出され、同年6月から8年4月までの保険料は納



付されていることが確認できる。申立人は、B市に転入した際に同市で免除申請を行ったとしているが、制度上、住民票の転入届とは別に国民年金に係る住所変更届を提出した上で、免除申請を行う必要がある。しかし、申立人は、同市に同年5月1日転入とされているものの、申立人の国民年金の記録を確認すると、同市では申立人の国民年金資格取得及び資格喪失の記録が無いとしていることから、申立人が同市で国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間について免除申請を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料(日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から56年2月まで

私は、昭和55年1月末で会社を退職したが、厚生年金保険の受給権資格を得るために1か月分の保険料を納付し、健康保険は退職前の健康保険組合に任意加入（2年間）する手続を行っていた。その後、56年3月に国民健康保険と同時に国民年金に加入し、その時に申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月末で会社を退職し、56年3月にA市B区役所で国民健康保険と同時に国民年金に加入し、その時に申立期間の保険料を遡って一括納付したとしているところ、納付金額についての記憶は無く、同区役所では過年度納付はできない上、同市では加入手続窓口では保険料の納付はできないとしていることから申立人の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年12月2日にA市B区において払い出され、56年3月11日に任意加入被保険者として資格取得したとされており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はその頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日とも一致する。

さらに、この資格取得日は、加入手続当時、申立人は厚生年金保険被保険者期間が20年（240か月）あり、老齢年金の資格期間を満たしていたため、国民年金の任意加入被保険者として事務処理が行われたものとみられ、任意加入

被保険者は、制度上、加入手続を行った時から遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6656

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月

「ねんきん定期便」を見て、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることに気が付いた。給与所得の源泉徴収票を基に計算すると、平成15年6月には約40万円の賞与が支払われたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人に平成15年6月分の賞与は支給していない。」と回答している上、同社から提出された「健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書」の賞与支給者の記録の中に申立人の氏名は確認できない。

また、申立期間にA社で勤務していた者の中には、申立人と同様に、当該期間に係る賞与が支払われていない者も見受けられることから、申立人のみが同僚の取扱いと異なっているという事情は見当たらない。

さらに、仮に申立人の主張どおり、申立期間において40万円の賞与が支給されたとして算出される平成15年分の社会保険料等の金額は、申立人から提出された平成15年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額を大きく上回ることから、当該賞与が支給されたとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6657（事案5539の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から平成3年6月まで

私は、申立期間において、A社で基本給に見合う厚生年金保険料を控除されていたが、同社が基本給に見合う標準報酬月額より2等級程度低く届け出ていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい旨申立てをしたところ、平成23年3月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料は無いが、A社、同僚及び会計事務所に対して詳細に再度調査の上、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社から提出された「被保険者資格取得確認通知書」、「被保険者資格喪失確認通知書」、「被保険者標準報酬決定通知書（昭和63年分、平成2年分及び4年分）」及び「被保険者報酬月額改定通知書（3年7月改定分）」に記載された標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 申立人が記憶している複数の同僚も給与支払明細書を所持しておらず、同社も申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないと回答していること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立期間について、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡も無いこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「今回、新たな資料は無いが、A社、同僚及び会計事務所に対して詳細に調査すれば、同社は基本給に見合う厚生年金保険料を控除しながら、これより低額の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届

け出ていたことが分かる。」と主張し、再度の申立てを行っているところ、同僚から「申立期間当時、給与とは別に支給されたお金があった。」とする証言があり、平成3年7月に申立人及び同僚の標準報酬月額が上昇している記録状況などから見ても、当時のA社における事務手続に不自然さはいかたがわい。

しかしながら、A社、同僚及び会計事務所について、再度調査しても、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6658

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から44年7月1日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、勤務した期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の事務担当者として複数の同僚が名前を挙げている者は、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では全ての社員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、申立人と同職種の複数の同僚には、いずれも雇用保険の記録が確認できるが、申立人については、雇用保険の記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6659

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成2年10月まで  
A社での給与額は、記録されている標準報酬月額よりもっと高かったと思うので、申立期間について、適正な記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された昭和63年分給与所得の源泉徴収票により、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和61年12月から62年12月までの期間及び平成元年1月から2年10月までの期間について、A社は、8年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社解散時の事業主は、「当時の関係資料は既に処分しており、手続を委託していた社会保険労務士も既に他界している。」と証言していることから、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、当時の同僚に照会しても、当時のA社における厚生年金保険の取扱い等について証言が得られない上、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から22年5月1日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社の社会保険台帳に申立人の氏名は無く、ほかに資料も無いため、申立人が勤務していたかどうかは確認できない。」と回答している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録があり、照会に対し回答が得られた同僚は、いずれも「申立人について記憶が無い。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

さらに、A社は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入させていたと思うが、正社員以外の者がいたかどうかは分からない。」と回答しているところ、同僚2人は、「申立期間当時は、正社員以外の人も働いていた。」と証言している上、このうち1人は、「私は正社員として入社したが、すぐに厚生年金保険に入れてもらえなかった。」と証言していることから、当時の同社では、全ての従業員を入社と同時に資格取得させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が氏名を挙げた同僚は、申立期間当時のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に名前が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6661（事案239、1437及び2333の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月26日から28年10月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして、今までに3回申し立てたが、認められなかった。昭和27年3月に中学を卒業した後すぐに同社に入社し、在職中に同社の健康保険証を使用した記憶がある。同社の前身であるB社は、18年3月に設立されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていたことは間違いない。再度、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについては、申立期間が昭和27年4月1日から28年10月1日までとされていたところ、複数の同僚の証言から判断して、申立人が27年4月1日からA社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同社では、全ての従業員が入社当初から厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではないと認められるほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間に係る2回目の申立てについて、申立人は、「同期入社したC氏は、昭和27年4月から厚生年金保険に加入していると思うので、再調査してほしい。」と主張し、2回目の申立てをしているが、申立人が記憶するC氏と推定される者（平成13年\*月\*日死亡）は、申立人がA社を退職した後である昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月8日付け年金記録

の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立期間に係る3回目の申立てについて、申立人は、「A社は大企業で、2年半も厚生年金保険被保険者資格を取得させないはずはない。私と同じ年齢の社員は皆、厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずなので調査してほしい。」と主張し、3回目の申立てをしているが、同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人と同じ学年と考えられる被保険者40人（男性22人、女性18人）は、いずれも申立人が同期入社したと主張する同僚2人と同じ昭和29年9月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 これに対し、今回、申立人は、「中学を卒業した後すぐにA社に入社した。同社の前身であるB社は、昭和18年3月に設立されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていたことは間違いない。」などと主張し、申立期間の始期を昭和27年3月26日に変更した上、4回目の申立てをしているところ、A社は、18年8月1日にB社として厚生年金保険の適用事業所となっており、事業所名の変更はあったものの、現在まで適用事業所であることが確認できる。

しかし、申立人と同学年で、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「昭和27年3月に中学を卒業し、A社に入社したが、私の被保険者記録も29年9月1日まで無い。当時は全員が臨時工として入社し、入社後2、3年してから正社員になった。正社員になった時から厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している上、上記同僚の1人は、「健康保険証は、比較的早くに健康保険組合から受け取っているが、厚生年金保険被保険者証は、入社後2年ぐらいしてから受け取った。」と証言していることから、当時の同社では、健康保険と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年7月1日から14年3月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から12年7月1日までの期間及び14年3月1日から15年7月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から15年6月まで

私は、A社の代表取締役であり、社会保険の手続を行っていた。当時、同社で受け取っていた報酬は月額80万円で、社会保険料は妻と二人分で20万円を納付していたので、標準報酬月額が間違っって低い金額で記録されていると思う。当時の資料は残っていないが、申立期間に標準報酬月額を引き下げる届出をした記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年7月から14年2月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、12年7月から13年9月までの期間は56万円、同年10月は59万円と記録されていたところ、同年11月6日付けで、12年7月まで遡って41万円に引き下げられ、14年2月まで同額で継続していることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿によると、申立人は、申立期間において同社の代表取締役（事業主）であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の売上げは、平成10年頃をピークに減少し、業績を回復できないまま、15年に事実上倒産した。業績が悪化してからは社会保険料を滞納していた時期もあったと思う。申立期間当時に勤務していたのは、私と妻の二人だけで、ほかに従業員はおらず、自分が社会保険事務の手続を

していた。」と述べており、当該遡及訂正処理について、申立人の関与がうかがえるところ、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成9年4月から12年6月までの期間及び14年3月から15年6月までの期間について、申立人の標準報酬月額には遡って訂正されている状況はうかがえない上、申立人の標準報酬月額は、上記の遡及訂正処理が行われた日以降の随時改定処理（14年3月1日）により30万円と記録されており、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6663

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月28日から同年12月1日まで  
② 昭和33年4月6日から34年1月10日まで

中学を出てすぐにA社に住み込みで勤務した。5年間勤めて退職したが、途中で辞めるようなことは無かった。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、A社での勤務内容について、「住み込みで働いている従業員の食事の準備や、事業主宅の家事などをしていた。」と説明しており、複数の従業員も、「申立人は、事業主宅の家事などをするお手伝いさんのような人だった。」と証言している上、申立期間②当時、給与事務を担当していた従業員は、「申立人は、他の従業員とは異なり、A社で給与明細書を作成していなかった。申立人のような職種の人、ほかにいなかった。」と証言していることから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いは、他の従業員とは異なっていたことがうかがえる。

また、複数の従業員が、「当時は、厚生年金保険の取扱いを含む全ての事務手続について、創業者である当時の事業主が指示していた。事業主は、理由も無く指示をするような人では無かったので、厚生年金保険の資格取得や資格喪失の手続は、何か理由があっただろうと思う。資格喪失させた後も、保険料を控除し続けるようなことは無いのではないか。」と証言している。

さらに、上述のとおり、申立人には同職種の同僚が存在しないところ、A社は、「当時の資料は無く、詳細は不明。」と回答している上、当時の事業主

及び事務を取り仕切っていた従業員は、いずれも死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、オンライン記録によると、申立人と同様に、A社の厚生年金保険被保険者記録において空白期間が確認できる従業員が一人（昭和32年9月28日に資格喪失、33年9月1日に再度資格取得）確認できるものの、当該事情について、別の従業員は、この従業員が途中で退職したことは無く、被保険者記録が無い期間も継続して勤務していた旨証言しており、当該従業員に係る空白期間の理由についても明らかでない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6664（事案482の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月24日から33年4月10日まで  
② 昭和33年4月12日から34年7月20日まで  
③ 昭和34年10月1日から35年12月15日まで

前回の申立てに対する委員会の判断には納得できない。申立期間①は、中学を卒業してすぐにA事業所に勤務した期間で、今回新たに申立てをする。申立期間②は、B事業所に勤務した期間で、前回の申立期間を変更して、再度申立てをする。申立期間③は、C社に勤務した期間で、前回の申立期間を変更し、元事業主の妻から、「厚生年金保険料を控除していた。」との証言が得られたので、再度申立てをする。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚の証言から、時期は明らかでないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、昭和38年1月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記同僚の一人は、「A事業所は申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。私は同事業所では厚生年金保険に加入していない。」と証言している。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主とは連絡が取れないため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を



事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②に係る当初の申立てについては、申立期間が昭和32年頃から33年頃までとされていたところ、これまでにB事業所は厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、申立人が記憶している複数の同僚は厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の申立てに対する委員会の判断には納得できない。申立期間を変更し、新たな申立期間について申立てをする。」と主張して再度申し立てている。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③に係る当初の申立てについては、申立期間が昭和34年頃とされていたところ、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同社は、「50年前のことで当時の資料は無い。」と回答しており、申立人が記憶している複数の同僚は、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者と確認できない者がいるなど、同社では、全ての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の申立てに対する委員会の判断には納得できない。元事業主の妻から、厚生年金保険料を控除していたとの証言を得たので、申立期間を変更し、新たな申立期間について申立てをする。」と主張して再度申し立てしており、元事業主及び同僚の証言から、時期は明らかでないものの、申立人がC社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、C社は、上記のとおり、当時の資料は無いと回答している上、元事業主は、「申立人を覚えているが、その勤務期間は覚えていない。申立期間③当時、社会保険事務を担当していたのは、当時の事業主で、亡くなった父親だった。当時はすぐに辞めてしまう人がいて、人の出入りが激しかったので、しばらく様子を見てから厚生年金保険の加入手続をしていたのだと思う。」と証言している。

また、申立人は、「3年ほど前、元事業主の妻から、申立期間③に厚生年金保険料を控除していたとの証言を得た。」と主張しているが、元事業主の妻は、言った覚えがない旨証言している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月1日から57年9月3日まで

A社B支店のビルが新築された時に、ビル管理の仕事をするため、同所で勤務するようになり、申立期間は、C社とA社の両社から給与を半分ずつ支給されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の回答、同社から提出された同社の労働者名簿、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、C社は、昭和57年9月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、C社は、「C社の給与明細書から、申立人は申立期間に厚生年金保険には加入していないと思われる。」と回答している上、同社から提出された申立人の同社の給与明細書によると、申立人は申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間においてC社、A社の両社から給与を支給されていた。」と主張しているものの、上記の労働者名簿によると、申立人は、昭和54年4月1日にA社からC社に出向し、55年5月31日にA社を定年退職した後、同年6月1日にC社に入社したことが確認できる上、A社は、「労働者名簿、健康保険名簿では、申立人が申立期間において当社に勤務していたことは確認できない。」と回答しており、申立人が申立期間においてC社に勤

務していたことは認められるが、同時にA社にも在籍し、同社から給与を支給されていた事情はうかがえない。

加えて、申立人と同様に、A社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、昭和57年9月3日にC社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚4人について、厚生年金保険と雇用保険の記録を調査したところ、いずれもA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日に、C社の雇用保険の被保険者資格を取得しており、A社を退職後すぐにC社に入社していることが認められるものの、そのうちの1人は、「A社を定年退職し、翌日からすぐにC社に再就職した。同社では、昭和57年9月から厚生年金保険に加入できるようになった。それまでの約4年間については、厚生年金保険の記録が無いことは承知している。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月26日から7年4月頃まで

平成6年\*月に夫が亡くなり、夫の遺族年金の受給の関係で、顧問税理士事務所の職員にアドバイスされ、A社を退職することにしたが、7年4月までは同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していなかったと思う。私の資格喪失の手続は、事業主（申立人の長男）の妻の資格喪失の手続と一緒に顧問税理士に依頼した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び事業主の妻の証言から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時のA社の顧問税理士事務所の元職員によれば、「正確な時期は不明だが、申立期間当時、A社の経営状態は苦しく、申立人の年金の受給の関係もあって、申立人と事業主の妻について、同社を退職したことにして、厚生年金保険被保険者資格を喪失させることをアドバイスした覚えがある。その時に資格喪失の手続もしたと思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成6年5月26日）と同日に、事業主の妻も同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、同日から、事業主である長男の健康保険の被扶養者になっていることが確認できる。

さらに、事業主は、「当時の資料は無く、詳細は覚えていない。」と回答している上、顧問税理士は、「当時の資料は保存期間の経過によりA社に渡し、当事務所保管分は破棄したので、当時のことは不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6667（事案529の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年6月15日まで  
② 昭和30年9月29日から31年2月1日まで

前回の申立てについて、平成20年11月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、申立期間①について、「A市」に所在したB社に勤務したことは間違いなく、新たな資料として、同社の所在地に関する資料を提出する。また、当時、母親から健康保険のある会社に就職するように厳しく言われていた。同社に勤務していた時も健康保険証があったので、再度調査、審議してほしい。

また、申立期間②について、新たな資料は無いが、前回提出した戸籍の附票に記載されているとおり、昭和30年9月29日からC社に住み込みで勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、再度調査、審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立てに係るB社は、商業登記簿において登記が確認できない上、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないとして、また、申立期間②に係る申立てについては、申立てに係るC社の所在地と、当時の申立人の住所地が一致することから、同社が住所変更した昭和39年9月29日前後から申立人が勤務していたこととはうかがえるものの、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、登記上も解散している上、申立期間②当時の役員及び事務手続担当者は、いずれも死亡等の理由により、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年

11月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立期間①について、申立人は、「事業所名については、B社とは限らないが、所在地については、当該期間に実家と手紙のやりとりを行った記憶から、『A市』であることは間違いない。実際に当該地名が存在したことの証拠として、資料を提出する。また、当時、母親から健康保険の適用の有る会社に就職するように厳しく言われていた。同社に勤務していた時も健康保険証があったので、再度調査、審議をしてほしい。」と主張し、再度申立てを行っているところ、申立人が記憶するB社の所在地は、同社と名称が類似するD社（厚生年金保険の適用事業所）の所在地と一致しており、同社の事業主の氏名は、申立人がB社の事業主として記憶している者の氏名と一致していることから、申立人は、期間は明らかでないが、D社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番は見当たらない上、申立人が同僚として記憶している8人のうち、5人については、同社の被保険者記録が確認できない。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿において登記も確認できないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、申立人は、「新たな資料は無いが、前回提出した戸籍の附票のとおり、当該期間にC社で勤務していたことは間違いない。同社では、入社時より、給与から厚生年金保険料を控除されていた」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、C社の被保険者記録があり、連絡先の判明した全ての同僚に照会したところ、申立人と同日（昭和31年2月1日）に資格取得している同僚は、「自分は、申立人より先にC社に入社した。」と証言しているとともに、複数の同僚は、「C社は、試用期間があった。」と証言している。

また、上述の全ての同僚は、申立期間②当時のC社における厚生年金保険の取扱いについて記憶が無いと回答している。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6668

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月から39年1月まで

私は、申立期間にA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の関係者の証言及び申立人の同事業所の業務内容等に係る詳細な記憶から、期間は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間後の平成元年3月7日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所であったことが確認できない。

また、A事業所は、「申立人が勤務していた頃は、個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案6669（事案1938の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年8月13日まで  
前回の申立てについては、平成21年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。  
私は、A社において一貫して月額50万の給与をもらっていたので、前回の審議結果に納得できない。再度審議の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B市が保管する申立人の平成13年の給与支払報告書に記載されている社会保険料等の金額を基に算出した標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 申立人の標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は認められないこと、iii) A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に他界しており、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料は無いが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

なお、再申立てに係る調査において、申立人は「平成13年8月頃に社会保険事務所(当時)に行ったことがある。」と回答しているところ、A社に係る滞納処分票によると、平成13年8月13日に申立人自身が12年10月の算定基礎届等を社会保険事務所に提出していることが確認できる。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6670

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月1日から52年6月19日まで

A社に、昭和50年12月1日に総務課の事務員として入社した。当時の給料は、25万円ぐらいで社会保険料も引かれていた。申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚が、申立人を記憶していることから、申立人は、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていない。当時の社長も死亡しており、何も分からない。」と回答している。

また、上述の複数の同僚は、当時は社員の出入りが激しかった旨証言しているものの、当時のA社における厚生年金保険の取扱いについては証言が得られない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち、5人については、申立人と同様にA社における被保険者記録が確認できない上、申立人は、当時、社員が100人程度いたと主張しているものの、オンライン記録によると、当時の同社において被保険者記録が確認できるのは28人である。

加えて、A社の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月27日から43年2月29日まで  
② 昭和43年2月26日から44年8月21日まで

私は、当時、年金の知識もなく、脱退手当金を受け取っていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金は、最終事業所であるA社とその直前のB社の被保険者期間を合算して支給されているところ、申立人のA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年10月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 愛知厚生年金 事案6672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から42年8月1日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和42年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。